

株式会社山口銀行

2023年10月17日

ポジティブインパクトファイナンス

実施体制

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は山口銀行のポジティブインパクトファイナンスの実施体制について、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF原則）に適合していることを確認した。R&I は山口銀行が提供した情報と R&I が実施した手続きの範囲において、実施体制における業務プロセスは PIF 原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

山口銀行は中国・四国地方最大の地域金融グループである山口フィナンシャルグループ（以下、山口 FG）に属する地域銀行。主力営業基盤とする山口県では貸出量や預貸金でトップシェアを有し、市場地位の高さから県内における金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

山口 FG は「地域の豊かな未来を共創する」を使命・存在意義（パーパス）とし、将来のあるべき姿（ビジョン）として、「地域に選ばれ、地域の信頼に応える、地域価値向上企業グループ」を掲げている。地域の価値向上を実践し持続可能な社会の実現に貢献していくために、グループ全体で意思を共有できるものとして「グループサステナビリティ方針」を制定し、特に重点的に取り組むべき ESG 課題を 12 のマテリアリティとして特定している。地域のカーボンニュートラル実現、地方創生、地域経済活性化の実現に向け、環境と社会の両面から企業をサポートし、地域社会の持続可能性向上への貢献を目指している。

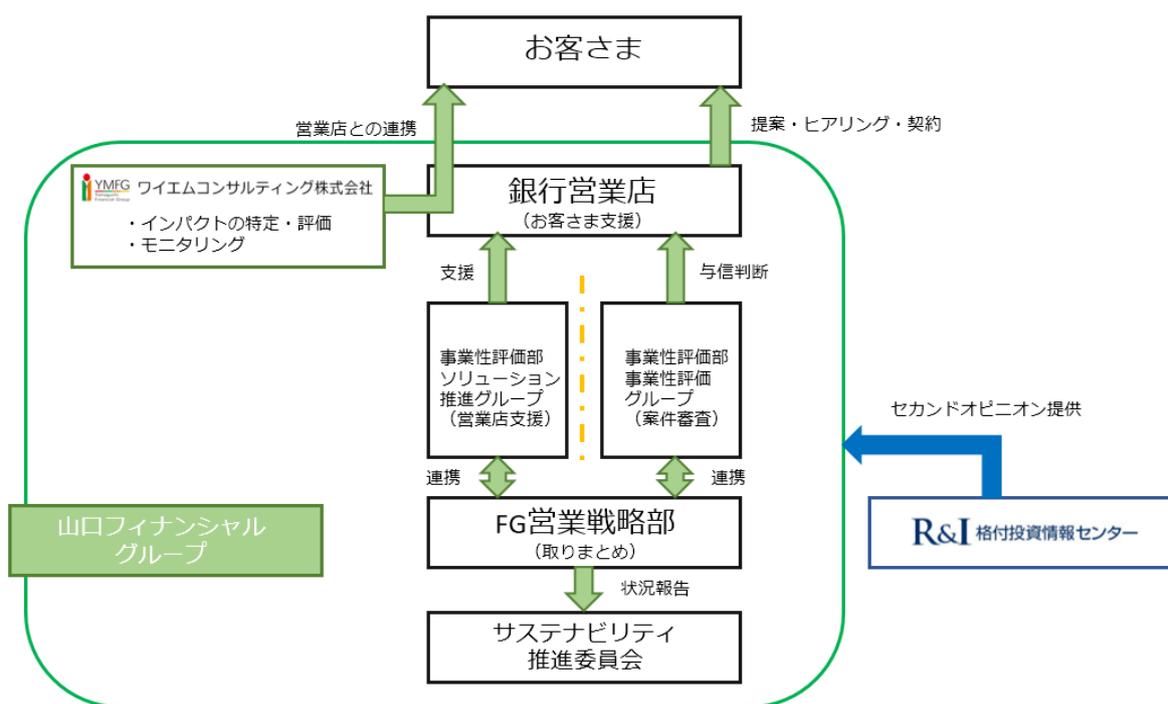
地域企業のサステナビリティ活動を支援する体制も強化している。山口 FG のグループ銀行では 2022 年から自行評価型の融資フレームワークに基づくサステナブルファイナンスを開始したほか、山口 FG 自身も同年にグリーンボンド・フレームワークを策定し、グリーンボンドを発行した。今般のポジティブインパクトファイナンス（PIF）の実施体制構築は、これまでの取り組みを深化させ、地域におけるサステナビリティ向上の機運をさらに醸成していくことを目的としている。山口銀行などグループ銀行を通じてサステナブルファイナンスの裾野を広げ、より多くの取引先に対してビジネスと SDGs 達成の両立を伴走支援することで持続可能な地域社会の実現に貢献していく。

(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

山口 FG では代表取締役社長 CEO を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」において、気候変動を含むサステナビリティ関連事項について、審議および進捗管理を一元的に行っている。委員会の下に分野別のワーキンググループを設置し、組織横断的な推進体制を構築している。山口銀行などグループ銀行や関連会社も委員会と連携している。委員会における審議内容は適宜グループ経営執行会議での議論を経て取締役会へ付議しており、気候変動を含めたサステナビリティに関する取り組みを取締役会が監督する体制と採っている。報告・決議結果にもとづく気候変動関連のリスクや機会等は経営計画に反映している。

PIFの実施体制は以下の通りである。インパクトの特定・評価および評価書の作成は山口FGの子会社で各種コンサルティング業務を手掛けるワイエムコンサルティング（以下、YMCC）が山口銀行の営業店と連携し実施する。この過程で山口銀行の事業性評価部ソリューション推進グループは必要に応じてサポートを行う。インパクトの特定や評価に関する業務は通常の与信審査と切り離れた判断が必要となるため、与信判断を行う事業性評価部事業性評価グループは関与しない。PIF実行後の年次モニタリングはYMCCが営業店と連携し、取引先からのKPI達成状況に関する資料徴求およびヒアリングを行い、進捗や次年度以降の方針について協議する。融資商品としてのPIFの品質管理は山口FGの営業戦略部が担い、実施体制についての外部評価を年に1回取得する。

■実務体制図



[出所：山口FG]

(3)業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや経営戦略におけるサステナビリティの位置付けについても確認する。取引先の全体像に基づき、バリューチェーンの各段階におけるSDGs諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FIが提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の3つの側面（社会・環境・経済）を網羅する22のインパクトカテゴリ（次頁図参照）と国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるカテゴリ（プラス/マイナス）、その度合い（大/小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国のSDGダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。

■ インパクトレーダー



[出所：UNEP FI]

■ SDG ダッシュボード



[出所：SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し、進捗状況をモニタリングするためのKPI（重要業績評価指標）と目標値を設定する。目標水準は、取引先のこれまでの事業活動や将来ビジョンのほか、業界基準や社会的に求められるレベル等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先に共有し、インパクト領域やKPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資するKPIについて協議し、可能な限り定量的なKPIの設定を検討する。

最終的に山口FGのグループサステナビリティ方針やマテリアリティと照らし、インパクト領域とKPIを決定する。

③ モニタリング

KPIの実績を確認するため少なくとも年に1回取引先との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じてKPIの見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

山口銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを事務手順書として文書化（非公開）している。R&Iは山口銀行が提供した事務手順書とそれに関連する情報、同行のウェブサイト等を閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して融資案件への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&Iはこれらの情報と手続きの範囲において、文書化された業務プロセスがPIF原則の4つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF原則に関してはUNEP FIが公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの1つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の1つとなる。

- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。YMCC はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいて SDGs 達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIF の定義に合った業務内容となっている。
- PIF の実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資する KPI の設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則 2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通り UNEP FI が提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 山口 FG のグループサステナビリティ方針やマテリアリティと合致するインパクトを特定した上で KPI と目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある（原則 4 参照）。
- インパクト分析と統合的な ESG リスク管理は確立していないが、TCFD 提言に基づく機会とリスクの開示を進め、気候変動への対応方針を明確化している。気候変動に起因するリスクは事業運営や財務計画に影響を及ぼす可能性があることを認識し、統合的リスク管理の枠組みにおいて管理する体制の構築を進めている。また、環境や社会に影響を与えると考えられる特定の業種・セクターへの投融資方針を制定している。
- インパクト分析は YMCC が実施する。YMCC および営業店支援を担う山口銀行の事業性評価部ソリューション推進グループは、山口 FG のサステナブルファイナンスの取り扱い当初から商品企画や個別案件に対応しており、サステナブルファイナンスに関するノウハウを蓄積している。YMCC は「SDGs 経営立ち上げ支援サービス」を通じた取引先への支援実績も積み上げている。業務経験や専門性を生かして取引先の包括的なインパクト分析を行う体制を構築している。
- 山口 FG の営業戦略部はインパクト分析の業務プロセスを示した事務手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。山口銀行の営業店と連携した案件推進により、行内での知見・ノウハウの共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、山口銀行の営業店および事業性評価部（ソリューション推進グループ、事業性評価グループ）、YMCC、山口 FG の営業戦略部の連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の与信審査と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について年に 1 回外部評価を受け、実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則 3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則 1 に関連）
- 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）
- 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。

- 山口銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、取引先の「意図するコアインパクト・KPI」と取引先が合意できる範囲での評価書の内容を公表する。評価の実施状況については原則独立した評価機関によるレビューを受け、その結果をPIFの実施概要とともに公表する。
- PIFの体制と業務プロセスに関してはR&Iが独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるようKPIについては定量目標の設定に努める。山口銀行は取引先に対し可能な限りKPIの達成状況の開示を求めていく。

原則4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 山口銀行はインパクト領域毎に設定したKPIの達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に1回実施する。実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要なノウハウの提供やビジネスマッチングの提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や山口銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。YMCCはインパクトを決定する際に、取引先の将来ビジョン等を勘案した意欲的なKPIの設定も検討することとし、可能な限り追加性を意識できる業務プロセス定めている。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。